

新潟市青少年育成団体連絡会議規約

(各称及び事務局)

第1条 この会は、新潟市青少年育成団体連絡会議（以下「会議」という。）と称する。

2 会議の事務局は、新潟市教育委員会地域教育推進課内に置く。

(目的)

第2条 会議は、青少年の育成に携わる全市的な団体が相互に連携を図りながら、青少年の健全育成を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 会議は別紙掲載の団体をもって構成する。

(会長等)

第4条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は会議を統轄し、事務を掌理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会長等の選任及び任期)

第5条 会長及び副会長は会議において互選する。

2 任期は1年とし、再任は妨げない。

(会議の開催)

第6条 会議は、青少年の育成に関し構成団体が情報交換しながら、より効果的な活動について検討する機会とする。

2 会議は年2回開催するもののほか、必要に応じて会長が招集する。

附 則
この規約は、平成3年3月26日から施行する。

附 則
この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成8年2月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成9年6月30日から施行する。

附 則
この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別紙

新潟市青少年育成団体連絡会議 構成団体

- (1) 新潟市青少年育成協議会
 - (2) 新潟市小中学校PTA連合会
 - (3) 新潟市連合婦人会
 - (4) 新潟市民生委員児童委員協議会連合会
 - (5) 新潟市子ども会連絡協議会
 - (6) 日本ボーイスカウト新潟地区協議会
 - (7) ガールスカウト新潟市連絡協議会
 - (8) 新潟海洋少年団
 - (9) 新潟市保護司会連絡協議会
- } 9 団体

構成団体に変更がある場合は、別紙で修正し規約の変更を伴わない。